

事前相談前チェックフローチャートの各ポイント確認方法例

確認ポイント	確認方法例 ※本確認方法に限定するものではありません	確認資料例	以降手順の確認申請書ドラフト作成にあたっての補足
① 非公開会社か？	<p>・<b>登記事項証明書にて以下例のような内容があることを確認する</b></p> <p>-----</p> <p>【株式の譲渡制限に関する規定】欄 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>・自社の登記事項証明書</p>	
② 設立の日以後の期間が15年未満か？	<p>・<b>自社の登記事項証明書の「会社設立年月日」を確認する</b></p>	<p>・自社の登記事項証明書</p>	
③ 新株予約権の発行条件や手続きについて、総議決権の3分の2以上の株主と合意があるか？	<p>・<b>株主間契約書等にて以下例のような内容があることを確認する</b></p> <p>-----</p> <p>(具体例) ○(一定のストックオプションの発行を除く)新株予約権の発行を事前承認(通知)事項とする旨の合意 (「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p37参照) 【「事前承認」の場合】 「発行会社及び創業株主は、投資家に対し、以下の事項については決定を行う[ ]日前に通知し、多数優先株主の書面又は電子メールによる承認を得るものとする。但し、発行会社より通知を受けてから[ ]日経過しても承認をするか否かの旨を通知しない投資家については承認したものとする (1)(省略) (2)発行会社の株式若しくは新株予約権の発行又は処分。但し、発行済株式総数の[ ]%に相当するストックオプションの発行を除く (3)(以下省略)…」</p> <p>-----</p> <p>・<b>各株主と個別に契約している場合にはそれぞれ確認する</b> ・<b>当該株主間契約等の契約当事者が保有する議決権総数が、総議決権の3分の2以上であることを確認する</b> ※「議決権」の数の算定の仕方に留意する。 「議決権」の数は会社法その他の法令に従って算定されることになる。例えば、自己株式(会社法第308条第2項)や相互保有株式(会社法308条第1項、会社法施行規則第67条)、放送法第164条に規定する株式等については、議決権の数に算入しないこととなる点に留意が必要。</p>	<p>・株主名簿</p> <p>・株主間契約書</p>	<p>当該確認ができれば、「確認申請書ドラフト」にて、「2-(3)」にチェックを付すことができる。 以降の「手順2」において確認申請書ドラフト作成する際に、当該確認箇所を抜粋(キャプチャ添付)するとともに「2-(3)」にチェックを付けてください。 ※株主の議決権表の作成も必要となります。</p>
④ 残余財産分配を内容とする種類株式が登記されているか？	<p>・<b>申請者の登記事項証明書にて以下例のような内容(キーワード)があることを確認する</b></p> <p>-----</p> <p>※赤字がキーワード ■残余財産の分配(会社法第108条第1項第2号) (1)当会社は、<b>残余財産の分配をする場合</b>、●種優先株主又は●種登録優先株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、●種優先株式1株当たり、次号に定める●種払込金額(以下「●種優先残余財産分配額」という。)を分配する。但し、当会社が残余財産を分配をする時点で●種払込金額に●種優先株式の発行済株式数を乗じた金額が残余財産の総額を超える場合、●種優先残余財産分配額は残余財産の総額を●種優先株式の発行済株式数で除した額とする。 (2)計算式 (3)●種優先株主又は●種登録優先株式質権者に対して、(1)号に従い残余財産の分配をした後になお残余財産がある場合、当会社は●種優先株主又は●種登録優先株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて、●種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に●種転換比率を乗じた額の残余財産の分配をする。</p>	<p>・自社の登記事項証明書</p>	<p>当該確認ができれば、「確認申請書ドラフト」にて、「2-(1)-ハ-上段」にチェックを付すことができる。 以降の「手順2」において確認申請書ドラフト作成する際に、「2-(1)-ハ-上段」にチェックを付けてください。</p>
⑤ 取得条項を内容とする種類株式が登記されているか？	<p>・<b>申請者の登記事項証明書にて以下例のような内容(キーワード)があることを確認する</b></p> <p>-----</p> <p>※赤字がキーワード ■当該種類の株式について、申請者が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。(会社法第108条第1項第6号) (→普通株式を対価とする取得(強制転換)条項を念頭に置いて見る。) (1)当会社が当会社の普通株式の上場のために金融商品取引所(日本国外におけるものも含む。)に対して、当該上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、当該上場に関する主幹証券会社から●種優先株式を転換すべき旨の要請を受けた場合には、当会社は取締役会決議により定める日をもって●種優先株式の全てを<b>当会社の普通株式に転換することができる</b>ものとする。かかる転換により●種優先株主に対して交付すべき普通株式の数のその他の条件については、●●の定めを準用する。 (2)●種優先株式の発行済株式数の3分の2を有する●種優先株主が当会社によるA種優先株式の全ての転換に同意した場合には、当会社は取締役会決議により定める日をもって●種優先株式の全てを<b>当会社の普通株式に転換することができる</b>ものとする。かかる転換により●種優先株主に対して交付すべき普通株式の数のその他の条件については、●●の定めを準用する。</p>	<p>・自社の登記事項証明書</p>	<p>当該確認ができれば、「確認申請書ドラフト」にて、「2-(1)-ハ-下段」にチェックを付すことができる。 以降の「手順2」において確認申請書ドラフト作成する際に、「2-(1)-ハ-下段」にチェックを付けてください。</p>
⑥ 総議決権の3分の2以上の株主と上場等合意がなされているか？	<p>(以下、1 or 2 のいずれかを確認する) ＜1. いわゆる「上場努力義務」を合意していることを確認＞ ・<b>株主間契約書等にて以下例のような内容があることを確認する</b> ※赤字がキーワード</p> <p>(具体例1) ※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p43参照 「発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに金融商品取引所に<b>上場</b>をする努力義務を負う」</p> <p>-----</p> <p>＜2. いわゆる「EXIT協力義務」[みなし清算合意]を合意していることを確認＞ ・<b>株主間契約書／財産分配契約・分配合意書等にて以下例のような内容があることを確認する</b> ※赤字がキーワード</p> <p>(具体例2) 「発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに、第三者による発行会社の<b>企業買収(株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう)</b>を成立させる努力義務を負う」 (具体例3) ※「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」p51参照 「契約当事者は、<b>企業買収(株式の譲受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる株式譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割等をいう)</b>により受領する対価については定款に定められた残余財産分配権の計算と同様に算出された対価により各株主が受領することに同意する」</p> <p>-----</p> <p>(1と2共通) ・<b>各株主と個別に契約している場合にはそれぞれ確認する</b> ・<b>当該株主間契約等の契約当事者が保有する議決権総数が、総議決権の3分の2以上であることを確認する</b> ※「議決権」の数の算定の仕方に留意する。 「議決権」の数は会社法その他の法令に従って算定されることになる。例えば、自己株式(会社法第308条第2項)や相互保有株式(会社法308条第1項、会社法施行規則第67条)、放送法第164条に規定する株式等については、議決権の数に算入しないこととなる点に留意が必要。</p>	<p>・株主名簿</p> <p>・株主間契約書</p> <p>・財産分配契約・分配合意書</p>	<p>当該確認ができれば、「確認申請書ドラフト」にて、「2-(1)-イ」にチェックを付すことができる。 以降の「手順2」において確認申請書ドラフト作成する際に、当該確認箇所を抜粋(キャプチャ添付)するとともに、「2-(1)-イ」にチェックを付けてください。 ※株主の議決権表の作成も必要となります。 ※なお、確認内容によって①～③のいずれかもチェックが必要です。 左記確認方法例で"1"で確認した場合は"2-(1)-イ-①"、左記確認方法例で"2"で確認した場合は"2-(1)-イ-②" or "2-(1)-イ-③"にチェックを付けてください</p>
⑦ 投資事業有限責任組合から出資を受けているか？	<p>・<b>「申請者の株主名簿又は「新株予約権原簿」に、「投資事業有限責任組合の登記事項証明書」で登記されている投資事業有限責任組合名があることを確認する</b></p> <p>(例) ・「投資事業有限責任組合名」が「XXX投資事業有限責任組合」と仮定 ・株主名簿にて、株主として「XXX投資事業有限責任組合」が記載されていた場合はOK</p>	<p>・申請者の株主名簿又は新株予約権原簿</p> <p>・投資事業有限責任組合の登記事項証明書</p>	<p>当該確認ができれば、「確認申請書ドラフト」にて、「2-(1)-ロ」にチェックを付すことができる。 以降の「手順2」において確認申請書ドラフト作成する際に、「2-(1)-ロ」にチェックを付けてください。</p>